

岩見沢市パートナーシップ宣誓制度の開始について

市民連携室男女共同参画担当
0126-35-4271

市では、第3次いわみざわ男女共同参画実践プランにおいて「性の尊重などの人権についての意識啓発」を重点項目の一つに掲げ、性の多様性を認め、互いの個性や人権を尊重し、誰もが自らの誇りを持ち、自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、取り組みを進めてきました。こうした取組の一環として、新たに「岩見沢市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を定め、岩見沢市パートナーシップ宣誓制度を令和5年2月1日から開始します。

1 制度の概要

性的マイノリティの方がお互いを人生のパートナーとして、これからの人生を共に歩み、日常生活において互いに助け合う関係であることを宣誓することにより、市が宣誓の事実を認めるとともに、宣誓書受領証及び受領証明カードを交付するものです。

2 パートナーシップの定義

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいいます。

3 宣誓をすることができる方

以下のすべてに該当する方です。

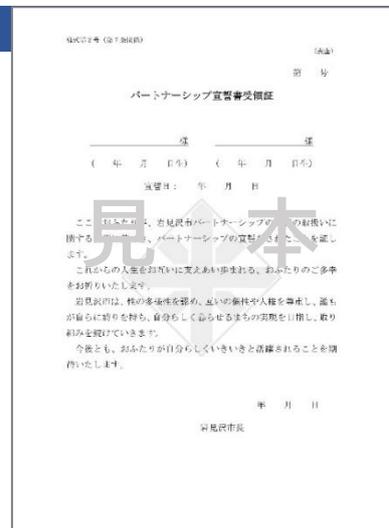
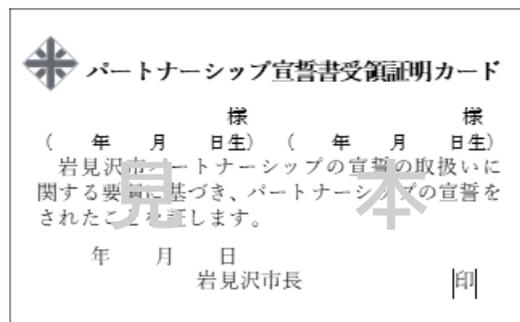
- (1) 一方又は双方が性的マイノリティであること
- (2) 成年に達していること
- (3) 住所について次のいずれかに該当すること
 - ア 双方が市内に住所を有していること
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること
- (4) 配偶者がいないこと及び宣誓の相手以外にパートナーシップの関係にないこと
- (5) 互いに近親者ではないこと

4 必要な書類

- (1) 現住所を確認できる書類（住民票の写し等）
- (2) 配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本等）
- (3) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

5 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証（A4）
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証明カード（クレジットカードサイズ）



6 通称名の使用

戸籍上の氏名以外に日常で使用している通称名を宣誓書受領証および受領証明カードに記載できるものとします。

7 宣誓の流れ

宣誓は、市民環境部市民連携室で行います。

(1)事前予約	・窓口、電話、メールにて、事前に宣誓日を予約していただきます。
(2)パートナーシップ宣誓	・(1)で決定した日時に、必要書類を持参し、原則二人そろってお越しいただきます。 ・宣誓される方自らが記入した宣誓書を提出していただきます。(代筆可) ・原則、個室で対応します。
(3)宣誓書受領証および受領証明カードの交付	・宣誓書受領証および受領証明カードを、二人それぞれに後日交付します。

※宣誓書受領証および受領証明カードの発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。

8 宣誓書受領証および受領証明カードの返還

宣誓書受領証および受領証明カードの返還が必要な場合は、以下のとおりです。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- (2) 一方が死亡したとき
- (3) 一方または双方が市外に転出したとき
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったことが判明したとき

9 自治体間での相互利用について

制度を利用している方が、住所を異動したときに新たに宣誓することなく、継続して使用できるよう、パートナーシップ制度を実施している道内の自治体との相互利用について調整を図ります。

10 利用可能となる行政サービス

市が提供する行政サービスについて、法律等により対象者を規定している場合を除き、受領証等をお持ちの方が活用できるよう検討してまいります。

現時点での利用可能となる行政サービス等については下表のとおりです。

【パートナーシップの宣誓により利用可能となる行政サービス（予定）】

制度・手続きの名称	内容
市営住宅・北村勤労者住宅・栗沢福寿住宅	パートナーとの入居申込、同居申請をすることができます。(入居資格の共通要件を満たす必要があります。)
市営墓地	墓所の使用申請、承継申請をすることができます。
災害見舞金	パートナーを配偶者と同等として、災害見舞金の支給対象とします。(法令適用を除く)
り災証明書の交付（火災を除く）	り災者本人に代わりパートナーが委任状なしで申請できます。(同一住所の場合に限ります。)
保育所等利用申込・利用	パートナーの子どもの保護者として利用申込できます。(子どもを現に監護している場合に限ります。)
留守家庭児童登録	パートナーの子どもの保護者として利用登録できます。(子どもを現に監護している場合に限ります。)
市立病院	病状説明の同席や手術同意などができます。
住宅購入支援助成金	パートナーを配偶者と同等として、助成対象とします。

【パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス】

手続きの種別	内容
住民票の届出、交付申請	同一世帯のパートナーの住民異動の届け出、交付申請を委任状なしでできます。
戸籍の届出（死亡届のみ）	同居していた場合、パートナーの死亡届の届出人になることができます。（同一住所の場合に限ります。）
市税に関する証明	同一世帯のパートナーは税証明の交付申請を委任状なしでできます。
土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧	同一世帯のパートナーは縦覧及び閲覧にかかる委任状を省略できます。
身体障がい者等に対する軽自動車税（種別割）の減免	障がい者と生計を同じくするパートナーが所有し、障がい者自ら使用する軽自動車等、又は、障がい者と生計を同じくするパートナーが障がい者のために使用する軽自動車等について、減免申請することができます。
介護保険制度	パートナーの介護保険に関する届け出を委任状なしでできます。
国民健康保険の加入、届出	同一世帯の場合、パートナーと家族として加入することができます。また、パートナーの各種届出を委任状なしでできます。
後期高齢者医療制度	パートナーの各種届出を委任状なしでできます
医療費受給者証	パートナーに関する届け出をすることができます

【パートナーシップ宣誓をしても利用できない行政サービス】

手続きの種別	内容
戸籍の届出（死亡届を除く）	パートナーの戸籍の届け出の届出人になることはできません。
戸籍の証明の交付申請	パートナーの戸籍の証明書の交付申請は委任状が必要です。
印鑑登録	本人以外は法律上の婚姻による配偶者であっても代理申請となります。
相続	法定相続人に含まれません。
税の控除	人的控除の対象に含まれません。

11 今後のスケジュール

時期	内容
令和4年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・岩見沢市議会第4回定例会に利用可能となる行政サービスに関する条例改正案を提案 ・パートナーシップ宣誓制度の策定、告示 ・利用可能となる行政サービスに関する規則、要綱等の改正
令和5年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者への制度周知、啓発 ・啓発事業（いわみざわLGBTセミナー）実施
令和5年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓制度施行（宣誓の予約は1月18日（水）開始予定）

岩見沢市 パートナーシップ 宣誓制度

岩見沢市では、性の多様性を認め、互いの個性や人権を尊重し、自分らしく暮らせるまちの実現を目指して、パートナーシップ宣誓制度を開始します。

令和5年
(2023年)
2月1日
スタート



パートナーシップ宣誓制度とは？

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において互いに支え協力しあう関係であることを市に宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付するものです。



性的マイノリティとは？

「身体の性」と「心の性」が異なる人や、「性的指向」が必ずしも異性ではない方等。性のあり方は個性と同じように様々です。

LGBT は、性的マイノリティを表す言葉の一つです。レズビアン(女性として女性が好きな人)、ゲイ(男性として男性が好きな人)、バイセクシュアル(好きになる対象が男性・女性両方の人)、トランスジェンダー(身体の性と心の性に不一致を感じる人)の頭文字を取って組み合わせています。



詳しくは、市のホームページをご覧ください。

市民・事業者等の皆様へ

この制度に法的な効力はありませんが、互いの関係性が認められず、日常生活や様々な場面で生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の困難を緩和し、性の多様性への理解が促進されることを目指すものであります。市民・事業者等の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

宣誓の手続きの流れ



宣誓できる方

全ての項目に当てはまる方が対象です。

- 一方または双方が性的マイノリティの方
- 成年に達していること
- 市内に住所がある又は転入予定の方
- 双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと
- 宣誓する相手以外とパートナーシップ関係にないこと
- 双方が近親者ではないこと

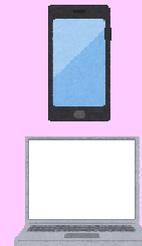
必要書類

お一人各1通ずつご用意ください。

- ① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)※同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通
- ② 配偶者がいないことを証明する書類(3ヶ月以内に発行された戸籍抄本または独身証明書)
- ③ 本人確認書類(マイナンバー、旅券、運転免許証等)

① 事前予約

宣誓を希望する7日前まで(土日、祝日、年末年始を除く)に、電話、Eメール、専用フォームから予約を行ってください。
電話受付は、平日午前9時から午後5時30分までです。
メール・専用フォームは24時間受付ですが、ご連絡は翌日以降になる場合があります。



↑専用フォーム

② パートナーシップ宣誓書の提出

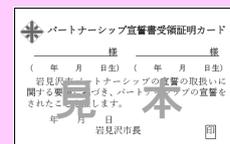
予約した日時に必要書類を持参して、市民連携室 男女共同参画担当(本庁舎2階 21番窓口)までお二人でお越しください。個室で対応いたします。

必要書類確認後、職員立ち合いのもと、宣誓書に署名し、提出していただきます。その後、受領証等の交付日時の調整をします。



③ 宣誓書受領証等の交付

約1週間後、宣誓書受領証と受領証明カード、宣誓書の写しを交付します。



お問い合わせ先

岩見沢市 市民環境部 市民連携室 男女共同参画担当

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1-1-1

TEL : 0126-35-4271 (直通) (受付 平日 9:00~17:30)

FAX : 0126-23-9977

E-mail : danjo@i-hamanasu.jp

